

第116期 中間決算公告

2022年12月29日

富山市堤町通り1丁目2番26号  
株式会社 北陸銀行  
取締役頭取 中澤 宏

中間貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,609,174	預 金	7,431,272
コールローン	53,499	譲渡性預金	79,887
買入金銭債権	18,459	コールマネー	183,443
特定取引資産	1,019	売現先勘定	9,001
金銭の信託	4,938	債券貸借取引受入担保金	253,595
有価証券	1,229,400	特定取引負債	649
貸出金	5,167,662	借 用 金	827,175
外国為替	14,892	外国為替	226
その他資産	71,952	信託勘定借	5,071
その他の資産	71,952	その他負債	61,173
有形固定資産	75,781	未払法人税等	3,838
無形固定資産	2,453	リース債務	163
前払年金費用	3,325	資産除去債務	376
繰延税金資産	3	その他の負債	56,795
支払承諾見返	34,548	退職給付引当金	1,324
貸倒引当金	△ 47,525	偶発損失引当金	617
		睡眠預金払戻損失引当金	982
		再評価に係る繰延税金負債	4,961
		支払承諾	34,548
		負債の部合計	8,893,929
		(純資産の部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		資 本 準 備 金	14,998
		利 益 剰 余 金	155,686
		利 益 準 備 金	18,383
		その他利益剰余金	137,303
		繰越利益剰余金	137,303
		株 主 資 本 合 計	311,095
		その他有価証券評価差額金	26,578
		繰延ヘッジ損益	244
		土地再評価差額金	7,738
		評価・換算差額等合計	34,561
		純資産の部合計	345,656
資産の部合計	9,239,585	負債及び純資産の部合計	9,239,585

中間損益計算書

( 2022年4月 1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		53,020
資 金 運 用 収 益	29,452	
(うち貸出金利息)	( 20,471 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 6,974 )	
信 託 報 酬	15	
役 務 取 引 等 収 益	9,521	
特 定 取 引 収 益	8	
そ の 他 業 務 収 益	1,282	
そ の 他 経 常 収 益	12,739	
経 常 費 用		46,832
資 金 調 達 費 用	2,236	
(うち預金利息)	( 253 )	
役 務 取 引 等 費 用	2,949	
そ の 他 業 務 費 用	6,565	
営 業 経 費	20,857	
そ の 他 経 常 費 用	14,225	
経 常 利 益		6,187
特 別 利 益		39
特 別 損 失		224
税 引 前 中 間 純 利 益		6,002
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,986	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,209	
法 人 税 等 合 計		1,777
中 間 純 利 益		4,224

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末日における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末日におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 3年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

- ① 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)により計上しております。
- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本もしくは利息の返済猶予等、債務者に有利となる取り決めを行った貸出条件緩和債権、又は元本返済もしくは利息支払いが3か月以上延滞している債権を有する債務者のうち、上記以外の債務者(以下「要管理先」という。)に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

- ① 債権額が一定金額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。
- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞している等、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、又は財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のうち、上記以外の債務者(以下「要注意先」という。)、および業況が優良であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に係る債権については、事業性と消費性に区分のうえ、債権額に対し、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,658百万円であります。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

## (3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将

来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症による影響は、当面の間継続すると想定しており、債務者の財務面にも一定の影響を及ぼす可能性があるかと想定しております。当中間会計期間末時点においては、新型コロナウイルス感染症による影響も含む債務者の業況変化と、「翌期以降の業績回復見込みや中長期的な経営改善計画（以下、「経営改善計画等」という。）の実現可能性」に基づき、債務者区分の見直しを行い、貸倒引当金を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響も含め、経営改善計画等の実現可能性の評価に用いた仮定が変化した場合には、財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記については、前事業年度に記載した内容から重要な変更はありません。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 770 百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,458 百万円
危険債権額	106,326 百万円
要管理債権額	35,121 百万円
三月以上延滞債権額	699 百万円
貸出条件緩和債権額	34,421 百万円
小計額	149,905 百万円
正常債権額	5,114,299 百万円
合計額	5,264,204 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,910 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	701,543 百万円
貸出金	758,961 百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,526 百万円
債券貸借取引受入担保金	253,595 百万円
借入金	826,525 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産（現金）50,219 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金3,225 百万円、保証金1,425 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合

に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,252,686百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,149,806百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,824百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 62,152百万円  
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は44,292百万円であります。  
 9. 1株当たり純資産額 329円96銭  
 10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.36%であります。  
 11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、5,071百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他業務収益」には、国債等債券売却益498百万円を含んでおります。  
 2. 「その他経常収益」には、株式等売却益12,425百万円を含んでおります。  
 3. 「その他業務費用」には、国債等債券売却損6,565百万円を含んでおります。  
 4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額8,036百万円、株式等売却損61百万円、株式等償却5,836百万円を含んでおります。  
 5. 1株当たり中間純利益金額 4円03銭  
 6. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	50
関連法人等株式	—
合計	50

2. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

(百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	102,560	32,961	69,598
	債券	201,673	198,204	3,469
	国債	48,554	46,321	2,233
	地方債	82,779	82,507	271
	社債	70,340	69,375	964
	その他	63,391	58,667	4,723
	外国証券	2,000	2,000	0
	その他	61,391	56,667	4,723
	小計	367,625	289,833	77,791
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19,067	21,657	△2,589
	債券	514,754	520,728	△5,974
	国債	126,109	128,246	△2,137
	地方債	311,393	314,336	△2,942
	社債	77,251	78,146	△894
	その他	311,974	348,901	△36,926
	外国証券	242,374	272,109	△29,735
	その他	69,600	76,791	△7,190
	小計	845,796	891,287	△45,490
合計		1,213,422	1,181,120	32,301

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含まれておりません。

(百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	15,328
組合出資金(※2)	19,059
非上場外国証券	0
合計	34,388

(※1) 当中間期において、非上場株式について82百万円減損処理を行っております。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、5,754百万円(株式)であります。

また、「減損処理」は資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

※減損処理の判定にあたって、株式の時価は、中間決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2022年9月30日現在)  
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年9月30日現在)  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	20,185	百万円
減価償却損金算入限度超過額	240	
退職給付引当金	3,699	
有価証券評価損否認額	9,965	
その他	<u>3,295</u>	
繰延税金資産小計	37,386	
評価性引当額	<u>△23,782</u>	
繰延税金資産合計	13,604	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	106	
その他有価証券評価差額	10,170	
合併引継土地	2,765	
その他	<u>557</u>	
繰延税金負債合計	<u>13,600</u>	
繰延税金資産の純額	<u>3</u>	百万円

信託財産残高表  
(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	5,071	金銭信託	5,071
合計	5,071	合計	5,071

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補てん契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	5,071	元本	5,071
合計	5,071	合計	5,071

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。